

令和3年度 第2回 大分労働局公共調達監視委員会審議概要

- 1 開催日時 令和4年2月4日（金）～令和4年3月4日（金）
- 2 開催場所 書面による審議
- 3 委員 委員長 下田 憲雄 大学教授
委員 千野 博之 弁護士
委員 古庄 研二 公認会計士
- 4 審議対象期間 令和3年5月1日から同年12月30日までの間に契約を締結した競争入札及び随意契約案件
- 5 審議対象案件 6件・・・大分労働局公共調達監視委員会審議案件
(内訳) 競争入札による公共工事・・・1件
随意契約による公共工事・・・1件
競争入札による物品・役務等・・・3件
随意契約による物品・役務等・・・1件
- 6 抽出状況 大分労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条及び第7条に基づき対象案件を抽出した。

7 委員からの意見・質問に対する回答等

様式1 競争入札によるもの（公共工事）

【整理No.1】別府公共職業安定所 駐車場増設工事

- ①（委員） 予定価格設定の業者見積りを何社行ったのか。
（回答） 予定価格設定の業者見積りは1者のみである。
- ②（委員） 予定価格調書の基礎となる業者見積りについて、金額の妥当性（単価・数量等）についてどのような検討を行っているか。
（回答） 予定価格が1000万円を超える入札の場合、事前に厚生労働省本省の公共調達委員会に書類を提出し、審査を受けることとなっている。本件においては、審査を受ける書類の中に予定価格調書が含まれていなかったため、結果的に金額の妥当性についての検討はなされなかった。今後同様の事案があった場合、予定価格の積算を建設コンサルタントへ依頼する事も検討する。
- ③（委員） 談合などの可能性は排除できたのか。
（回答） 入札説明書を交付した者に対しては、他者に関する情報は一切伝えていない。また、現地確認の際は、各者で現地確認の日時をずらすなど、談合を排除するよう考慮した。

様式2 随意契約によるもの（公共工事）

【整理No.1】佐伯労働総合庁舎シャッター電動化工事

- ②（委員） 見積り合わせを行った2者の選定方法はどのように行ったのか。また、見積

り数を2者とした理由。

(回答) 2者のうち1者は、過去に佐伯総合庁舎シャッターの修理工事を行った業者を選定した。もう1者は、本件工事の施工が可能な地元の業者を選定した。既設シャッターの開閉に困難をきたしている状況であり、一刻も早く契約の相手方を決定し調達を実施する必要があったため、見積り数は2者とした。

様式3 競争入札によるもの(物品・役務等)

【整理No.1】令和3年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

①(委員) 入札状況調書について、落札者以外の評価点が空欄となっている。また、応札者のうち1者の金額は記載誤りか？(他者より一桁多い金額で応札)

(回答) 落札者以外の者は予定価格を上回っている。そのような場合、評価点は表記されない仕様になっている。また、応札者のうち1者の金額については、おそらく記載誤りであると思われるが、当該者への確認は行っていない。なお、このような場合でも、一旦提出した入札書の入札金額の訂正はできないこととなっている。

【整理No.2】大分労働局および管内の労働基準監督署、公共職業安定所におけるサーキュレーターの調達

①(委員) 今回応札した10者のうち、過半の6者が紙入札であるが、入札公告では、やむを得ない場合を除き電子入札が原則ではないか。

(回答) 今回紙入札で参加した者は、入札説明書に記載された通りの方法により事前に申し出ており、手続き的には問題はないが、今後、入札説明書交付時に電子調達システムの利用を促すなど、周知を図っていきたい。

②(委員) 入札金額が各者とも近似しているのは、サーキュレーターという商品を対象としているからなのか。

(回答) 推奨品以外の製品で応札する場合、開札前までに契約担当者に申し出て了承を得ることとしていたが、結果的に推奨品以外で応札する者はいなかった。全者同じ製品での応札となったため、入札金額が近似したものと推察される。

【整理No.3】宇佐公共職業安定所の自動窓口受付システムの調達および取替作業一式

①(委員) 予定価格調書について、前回の平均応札金額の(単純)平均応札金額を予定価格とする算定方法は一般的な方法なのか。

(回答) 過去の類似案件における平均応札金額を、予定価格の基礎とする算定方法自体は一般的である。前回の調達が今回と同規模かつ、調達時期も近かった(本件の前月に開札)ため、平均応札金額をそのまま本件の予定価格とした。今後とも物価や人件費の変動、過去の落札状況、落札率等を勘案し、適切な予定価格の積算に努めたい。

②(委員) 落札業者だけが特に入札金額が低い理由は。

(回答) 他者が既製品を納品する予定であったのに対し、落札者は自らが自動窓口受付システムの製造者であったため、入札金額を低くすることができたものと推察される。

様式4 随意契約によるもの（物品・役務等）

【整理No.1】官用車車検業務

①（委員）不落札後の入札参加の呼びかけは何者に行ったのか。

（回答）今回の契約者と、前回入札時の契約者の2者である。対象となる車の車検時期が近づいており、早急に契約を行う必要があったため、過去に契約実績のある2者に呼びかけを行った。